

まちづくり三法の改正のポイント

中心市街地活性化法、都市計画法等の改正により、選択と集中による「都市機能の適正立地」と「中心市街地の振興方策」を推進。

1. 基本理念等の創設

地域住民等の生活と交流の場として、**社会的、経済的、文化的拠点となる中心市街地の形成**を図る。
 中心市街地の活性化について、**地方公共団体、地域住民、関連事業者が相互に連携して、主体的に取り組み、国は集中的・効果的に支援**する旨、**基本理念**に明記。

2. コンパクトなまちづくりの推進

(都市計画法の改正による都市機能の適正立地)

大規模集客施設について、拡散立地に歯止めをかけた上で、**新規立地については**、住民等が参画する公正・透明な都市計画の手続を経て、**地域の判断により適正立地を確保**。
 病院、学校等の公共公益施設の立地については、開発許可を要することとする。

3. 国による総合的・一体的な支援

中心市街地活性化本部 (本部長:内閣総理大臣)の創設

↳ 基本方針の案の作成、施策の総合調整、事業実施状況のチェック & レビュー等

基本計画の**内閣総理大臣の認定制度**

↳ 法律、税制の特例、補助事業の重点実施 等

支援措置の大幅な拡充

↳ これまでの市街地整備、商業活性化に、**まちなか居住、都市福利施設の整備等を追加**

4. 多様な関係者の参画を得た取組の推進

多様な民間主体が参画する**中心市街地活性化協議会**の法制化

認定基本計画への支援措置

市街地の整備改善

- ・まちづくり交付金〔提案事業枠の拡大〕
- ・道路、公園、駐車場等の整備
- ・まち再生出資〔民間投資支援〕

都市福利施設の整備

- ・暮らし・にぎわい再生事業
- ・共同住宅供給事業に対する支援制度

まちなか居住の推進

- ・街なか居住再生ファンド

商業の活性化等

- ・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業
- ・大店立地法の特例

(上記事業と一体的に行う事業)

公共交通機関の利便増進

- ・公共交通移動円滑化施設整備
- ・共通乗車船券制度に係る届出の簡素化